

令和3年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年11月25日(木) 開会 午後2時
閉会 午後2時31分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敦慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、石川忠義委員、山本正乃委員、

木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 梅澤佳一議長、岡地優副議長

欠席委員 松坂喜浩委員 → 代理出席：井上航議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、12月定例会議案に提案させていただき議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

12月定例会議案に提案を予定している議案は、予算4件、条例3件、専決処分の承認1件、工事契約の締結1件、財産の取得1件、事件議決9件の計19件である。また、議案以外では、環境の状況に関する年次報告書があり、合わせて20件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに補正予算案については、ポストコロナの新しい生活様式を見据え、社会経済活動を活性化させるための事業者への支援や、公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面緊急に対応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、36億1,663万円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が3件、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」などがある。専決処分の承認については、所沢警察署における接見妨害に係る国家賠償請求事件の判決に不服のため控訴することについて専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に承認を求めるものである。

工事契約の締結については、庄兵衛堀川の導排水路工事に係るものである。

財産の取得については、抗インフルエンザウイルス薬を取得することについて議決を求めるものである。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定に関するもの6件や、公立大学法人埼玉県立大学の第3期中期目標を定めることなどについて議決を求めるものである。以上で私からの説明を終わる。

引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案等の詳細を、お手元の資料により御説明申し上げます。

資料1「埼玉県議会令和3年12月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から2ページの7番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく御説明させていただきます。

8番は「専決処分の承認を求めることについて」である。これは、去る11月12日にさいたま地方裁判所から出された所沢警察署での接見妨害に関する国家賠償請求事件の判決に不服のため、緊急に控訴する必要性が生じたため、11月18日に専決処分した。このことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に承認を求めるものである。

9番は「工事請負契約の締結」である。これは、庄兵衛堀川の導排水路の工事を行うもので、工期は令和5年3月31日までとなっている。別にお配りしている「令和3年12月定例会工

事請負契約一覧表」にあるように、請負金額は7億5,011万1千円、契約の相手方は株式会社ユーディーケー及び伊田テクノス株式会社である。

10番は「財産の取得」である。国の備蓄計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬として点滴静注液であるラピアクタを購入するものである。

11番から4ページの19番までは「事件議決」である。11番の「当せん金付証券の発売について」は、令和4年度における宝くじの発売限度額を400億円とするものである。

12番から3ページの17番までは「指定管理者の指定について」である。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などをまとめているので、後ほど御覧いただきたいと存じる。

18番の「公立大学法人埼玉県立大学第3期中期目標を定めることについて」は、公立大学法人埼玉県立大学が令和4年度からの6年間で達成すべき第3期中期目標を定めるにあたり、議会の議決を求めるものである。

4ページの19番の「古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について」は、加須市と久喜市の意見をきいた上で、その負担額を改定することについて、議会の議決を求めるものである。

次は「報告事項」である。

1番の「令和2年度環境の状況に関する年次報告書」は、埼玉県環境基本条例に基づき、議会に報告するものである。予算・条例以外の議案及び報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、簡易専用水道の監督など、既に移譲している事務について、移譲を受ける市町村の拡大などするものである。

2ページの2番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定するとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を新たに定めるものである。

3ページの3番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定めるものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「令和3年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算案は、副知事から説明があったとおり、ポストコロナの新しい生活様式を見据え、社会経済活動を活性化させるための事業者への支援に要する経費や公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成したものである。補正予算の規模は、一般会計で、36億1,663万円、特別会計で、69億1,158万5千円となっている。それでは、「3 主な内容」について御説明する。

まず、一つ目の○、「ポストコロナの新しい生活様式を見据えた社会経済活動の活性化に向けた支援」についてである。「経営環境の変化に対応した事業再構築等に取り組む中小企業等への支援」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化に対応するため、経営革新計画に基づくデジタル技術を活用した新サービス・新商品の開発やコスト削減など、県内企業等の新たな取組を本県独自に支援するものなどである。「DX推進に向けたキャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援」は、商店街のDXを推進するため、その入り口となる

キャッシュレス決済の導入に取り組む商店街に対して、決済端末の購入、商店街のPRや販売促進イベントなどの広報活動を支援するものである。「原油・原材料価格の高騰に対応した緊急融資枠（100億円）の創設による中小企業等への利子補給」は、原油・原材料価格の高騰に対応するため、本県独自の緊急融資枠100億円を設け、利子補給率を引き上げるなど、県内中小企業の資金繰りを支援するもので、あわせて債務負担行為を設定するものである。「商工団体と連携した中小企業のニーズを踏まえたデジタル人材の育成」は、中小企業のデジタル化への対応のため、高等技術専門校を核として人材育成担当者向けのセミナーを開催するなど、デジタル分野の新たな人材育成を支援するものである。「県外からの旅行者も対象とした観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援」は、県内の観光需要を回復させるため、「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」の実施期間を延長するとともに、対象者を県民限定だったものから県外の観光客にまで拡大することで、観光関連事業者を支援するものである。「量販店等による県産農産物販売促進キャンペーンを通じた農業生産者への支援」は、コロナ禍で影響を受けている県産米をはじめとする県産農産物の消費拡大を図るため、量販店等が県産農産物を使ったキャンペーンを実施する際の食材費やポイント付与による販売促進費等に対して補助し、農業生産者を支援するものである。

次のページ、一つ目の○、「介護施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策の継続」についてである。「感染発生時の人員確保など福祉サービス提供継続等に向けた支援」は、新型コロナウイルス感染症が発生した際に福祉サービス提供継続に係る人材確保や施設消毒等に要するかかり増し経費の支援などを行うものである。「埼玉県地域医療介護総合確保基金への積み立て」は、先ほど御説明した「福祉サービス提供継続等に向けた支援」に係る財源とするため、地域医療介護総合確保基金へ国庫支出金等を積み立てるものである。「クラスター発生時の看護師派遣による療養体制の確保」は、今後の感染再拡大を見据え、あらかじめ看護師を確保し、クラスター発生時に療養体制が不十分となった施設等に迅速に派遣する体制を新たに構築することで、施設内の感染拡大や療養者の重症化を防止し、療養体制の維持を支援するものである。

次に、二つ目の○、「県税務システムの改修」は、軽自動車税に係る納付情報の連携方法の変更に伴う税務システムの改修を行うため、所要の予算措置を講じるものである。

次に、三つ目の○、「公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保」は、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、公共事業等の年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。また、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、特別会計・企業会計の内容である。

四つ目の○、「国民健康保険事業に係る費用の追加」については、国民健康保険事業特別会計の補正予算である。これは、市町村における保険給付に要する費用の増加が見込まれることから、市町村への保険給付費等交付金を増額するものである。

次に、五つ目の○、「水道施設における修繕事業の施工時期の平準化」については、工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計において、「ゼロ債務負担行為」を設定し、年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。

「4 財源」についてだが、今回の一般会計補正予算では、特定財源である繰入金、国庫支出金などを充てている。

資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしくお願い申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。

なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民2名、民主フォーラム2名、公明1名、共産党2名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、共産党1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、祝日を除いた開会日前日に当たる12月1日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、質疑質問1日目の12月8日(水)に係るものについては、一問一答式の場合は12月3日(金)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、12月6日(月)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、去る9月30日をもって緊急事態宣言は解除されたものの、第6波への懸念も根強く、引き続き感染防止対策を継続すべき状況であることから、12月定例会会期中の対応について、御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料2のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

主な点を説明する。本会議における議員及び執行部の出席については通常どおりとし、傍聴者については、9月定例会と同様に、間隔を広げての着席を促すこととする。委員会における対応については、9月定例会と同様の対応とする案である。

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

委員長

5 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、お手元の資料3のとおり、去る10月28日、全国都道府県議会議長会から、在職10年以上の議員として、46番井上航議員、52番日下部伸三議員、59番水村篤弘議員、61番村岡正嗣議員、64番

白土幸仁議員、65番小川真一郎議員、66番齊藤邦明議員、67番武内政文議員、68番須賀敬史議員、69番新井一徳議員、76番高木真理議員、77番山本正乃議員が、それぞれ自治功勞により表彰された。

ついては、開会日・12月2日（木）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料4「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様にも、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。

続いて、お手元の資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として1月16日（日）に放送したいと考えている。どうぞ、よろしく願います。

委員長

7 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、12月定例会中の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと思うので、よろしく御協力願う。

委員長

8 執行機関の附属機関等委員についてだが、去る9月定例会閉会日に当たる10月14日付けで、梅澤佳一議員が、埼玉県都市計画審議会及び埼玉県私立学校助成審議会の委員を辞任し、執行部から議長宛てに、同委員の推薦依頼があった。

後任を推薦する会派に変更がないことから、自民に後任の委員の氏名報告を依頼したところ、埼玉県都市計画審議会委員に美田宗亮議員、埼玉県私立学校助成審議会委員に高橋政雄議員との報告があり、同議員を推薦したので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

9 一問一答式における待機席の取扱いの変更についてだが、去る9月定例会から、旧県民生活部長席を答弁者の待機席として使用したが、執行部から、警察本部長や教育長等、議長から見て左側の席の答弁者は、待機席に移動せず、自席から演壇に移動したい旨の申し出があった。

については、申し出のとおり、議長から見て左側の席の答弁者は、自席から演壇に移動することとして、取扱いを変更してよいか。

< 了 承 >

委員長

10 ペーパーレス会議システムに係るアンケートの集計結果についてだが、お手元の資料6に基づき、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

議事課長

それでは資料6を御覧願う。

さきの9月定例会で試行導入した、ペーパーレス会議システムに係るアンケートの集計結果について、報告させていただく。

アンケートの実施期間は、10月14日から11月10日の計28日間で、55名の方から御回答をいただいた。その結果を取りまとめたのがこの資料である。

まず、「1 システムの操作状況について」である。「問題なく操作できた」又は「どうにか操作できた」とする回答が大多数であった。

次に、「2 今後の必要対策について」だが、「次期更新時（R5年度）で端末変更」との回答が28名、「簡単なマニュアルの配布」との回答が12名、「個別操作研修会の実施」との回答が8名、「その他（ネットワーク、電源等）」との回答が4名だった。

次に、「3 ペーパーレスを進める上での改善についての意見」だが、主なものを挙げさせていただいた。「ペーパーレスするものとしめないものの選別」、「タッチペンなどでメモ書きが可能にする」、「複数画面を表示できる方法を周知する」、「委員会室での電源の確保」、「Wi-fi機能の更なる充実」、「端末の更新」といった意見があった。

次に、「4 来年度（令和4年度）の実施方法について」だが、「予定通り本格実施」との回答が36名で約65%となった。こちらは条件付きでの本格実施という意見も含んでいる。また、「紙資料との併用を継続」が15名で約27%となっている。

最後に、「5 その他の意見、感想」だが、「分からないときの相談窓口の充実」や「委員会など進行速度を遅くしてほしい」といった意見、また「現行のシンククライアントシステムは使づらい」といった意見もあった。

その一方で、「委員長報告の際、その委員会の参考資料を閲覧できるのは良いと思う」といった意見もあった。以上である。

委員長

ペーパーレス会議システムの運用については、このアンケート結果を踏まえて、御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

田村委員

お忙しいところではあるが、この場をお借りして、私の方から1件御提案させていただきたいと思う。

現在、我が国は、一人ひとりの異なる個性をお互いが尊重し、多様な個人がその能力を発揮し、活躍できる社会に向けて動いている。本県議会でも、議員、職員、記者や多くの傍聴者の方々が集まり、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、多様な方々が活動している。このことを念頭に置き、改めて本県議会の議会活動に目を向けてみると、議会運営では、会議の開始時刻はおおむね予定が分かるものの、休憩や昼休みにいつ入るのか分からない状態となっている。また、職員を長時間拘束したヒアリングなど、個々の身体の特性に対する配慮が足りない状態が見受けられる。このような中で、本県議会で活動している全ての方々が安心して会議に参加できる議会運営が必要と考えている。そこで、議会運営について、本会議及び委員会における1回当たりの会議時間の目安、休憩時間、開始や再開時間の明示化について、本委員会で御協議させていただければと存じる。

各会派におかれても御理解いただくようお願いする。

委員長

それでは、本件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

11 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月2日（木）の朝、午前9時30分とすることで、よいか。

< 了 承 >